

# 令和5年度 埼玉支部保険料率について

# 令和5年度 埼玉支部保険料率（見込み）について

令和5年度の健康保険料率は令和3年度の精算の影響もあり、平均保険料率を10%に据え置いた場合、令和5年度の埼玉支部保険料率は**9.82%\***となり、令和4年度から0.11%の引上げとなります。なお、令和5年度の最高保険料率は10.51%、最低保険料率は9.33%となり、その差は、1.18%となります。

※ 震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和5年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として算出。令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料率を算出した結果、令和5年度の介護保険料率は1.82%となります。

## 【埼玉支部健康保険料率の推移について】

	H21	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5
埼玉支部保険料率	8.20 %	8.17 %	9.30 %	9.45 %	9.94 %	9.94 %	9.94 %	9.93 %	9.91 %	9.87 %	9.85 %	9.79 %	9.81 %	9.80 %	9.71 %	<b>9.82 %</b>
前年からの増減	-	▲0.03 %	1.13 %	0.15 %	0.49 %	0.00 %	0.00 %	▲0.01 %	▲0.02 %	▲0.04 %	▲0.02 %	▲0.06 %	0.02 %	▲0.01 %	▲0.09 %	<b>0.11 %</b>
全国平均	8.20 %	8.20 %	9.34 %	9.50 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	<b>10.00 %</b>

※平成21年9月より地域の医療支出等に見合った保険料率とする「都道府県単位保険料率」が導入された。なお、急激な保険料の変化を緩和するため、平成31年度末を期限とする激変緩和措置がとられていた。□

## 【介護保険料率の推移について】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5
介護保険料率 (全国一律)	1.13 %	1.19 %	1.50 %	1.51 %	1.55 %	1.55 %	1.72 %	1.58 %	1.58 %	1.65 %	1.57 %	1.73 %	1.79 %	1.80 %	1.64 %	<b>1.82 %</b>
前年からの増減		0.06 %	0.31 %	0.01 %	0.04 %	0.00 %	0.17 %	▲0.14 %	0.00 %	0.07 %	▲0.08 %	0.16 %	0.06 %	0.01 %	▲0.16 %	<b>0.18 %</b>

# 令和5年度 埼玉支部健康保険料率の内訳等について

## ○埼玉支部保険料率の内訳について

(単位：%)

	医療給付費の 所要保険料率 (調整前) ①	調整		医療給付費の 所要保険料率 (調整後) ①+②+③	後期高齢者支援金等の 所要保険料率 (全支部一律) ④	所要保険料率 (インセンティブ反映前) ①+②+③+④	前々年度 精算分 ⑤	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映前) ①+②+③+④+⑤	インセンティブ分 ⑥	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映後) ①+②+③+④+⑤+⑥
		年齢調整 ②	所得調整 ③							
<b>埼玉</b>	<b>5.03</b>	<b>▲ 0.01</b>	<b>0.14</b>	<b>5.16</b>	<b>4.64</b>	<b>9.80</b>	<b>0.01</b>	<b>9.81</b>	<b>0.01</b>	<b>9.82</b>
R4	4.91	▲ 0.02	0.14	5.03	4.71	9.75	▲ 0.04	9.71	0.007	9.71
<b>全国</b>	<b>5.36</b>	-	-	<b>5.36</b>	<b>4.64</b>	<b>10.00</b>	-	<b>10.00</b>	-	<b>10.00</b>
R4	5.29	-	-	5.29	4.71	10.00	-	10.00	-	10.00

※都道府県単位保険料率については小数点第3位で端数処理を行うこととされているため(健康保険法施行規則)、インセンティブ反映前後で保険料率は変わらない « 反映前 9.706...% → 反映後 9.713...% »

## ○保険料率算定のための基礎データについて

### 【医療給付費について(①~③)】

	加入者一人当たり 医療給付費 (年度平均) (円)	埼玉			全国		
		加入者数 (万人)	医療給付費 (億円)	総報酬額 (億円)	加入者数 (万人)	医療給付費 (億円)	総報酬額 (億円)
計 (前年度比)	132,219 (0.015)	143.6 (0.009)	1,827 (0.034)	36,313 (0.009)	4,035 (0.001)	53,352 (0.016)	994,890 (0.001)
R4算定時	130,214	142.3	1,767	36,002	4,033	52,514	993,579
年齢階級別 (歳)	0~4	180,992	5.9		177.4		
	5~9	81,291	7.2		210.6		
	10~14	69,642	8.2		227.4		
	15~19	61,325	8.7		235.4		
	20~24	58,989	9.1		261.4		
	25~29	71,166	8.8		265.0		
	30~34	80,825	9.3		277.9		
	35~39	86,583	10.7		315.1		
	40~44	96,388	12.5		353.1		
	45~49	116,232	15.7		410.3		
	50~54	146,073	14.7		368.1		
55~59	184,124	11.4		309.3			
60~64	228,710	9.8		288.1			
65~69	284,826	6.7		200.0			
70~74	402,290	5.0		135.9			

①医療給付費の所要保険料率 = 医療給付費(支部) ÷ 支部総報酬額

②年齢調整額 = [一人当たり医療給付費(平均) × 支部加入者数(計)] - [一人当たり医療給付費(年齢階級別) × 支部加入者数(年齢階級別)の合計]

③所得調整額 = [医療給付費(全国計) × 総報酬按分率] - [一人当たり医療給付費(平均) × 支部加入者数(計)]

総報酬按分率 = 支部総報酬額 ÷ 全国計総報酬額

### 【後期高齢者支援金等について(④)】

	R5	R4
共通料率 [ A + B - C ]	4.64 %	4.71 %
A : 第2号保険料率(後期高齢者支援金等の拠出金)	4.10 %	3.90 %
B : 第3号保険料率(協会の業務経費、準備金積立等)	0.56 %	0.84 %
C : 収入等の率	0.02 %	0.03 %

・A=[現金給付費、拠出金(前期・後期高齢者納付金等)] × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

・B=業務経費、一般管理費等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

・C=貸付金返済収入、雑収入等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

### 【前々年度精算分について(⑤)】

令和3年度精算分(R5保険料率に反映)	▲4億2,500万円	<b>0.01</b>
令和2年度精算分(R4保険料率に反映)	14億2,700万円	<b>▲ 0.04</b>

### 【インセンティブ分について(⑥)】

	順位	加算額	減算額	合計
令和3年度実績(R5保険料率に反映)	41位	3.62億円	-	3.62億円

# 「参考」都道府県単位保険料率の算定について

## ○協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率  
(平成20年9月まで)

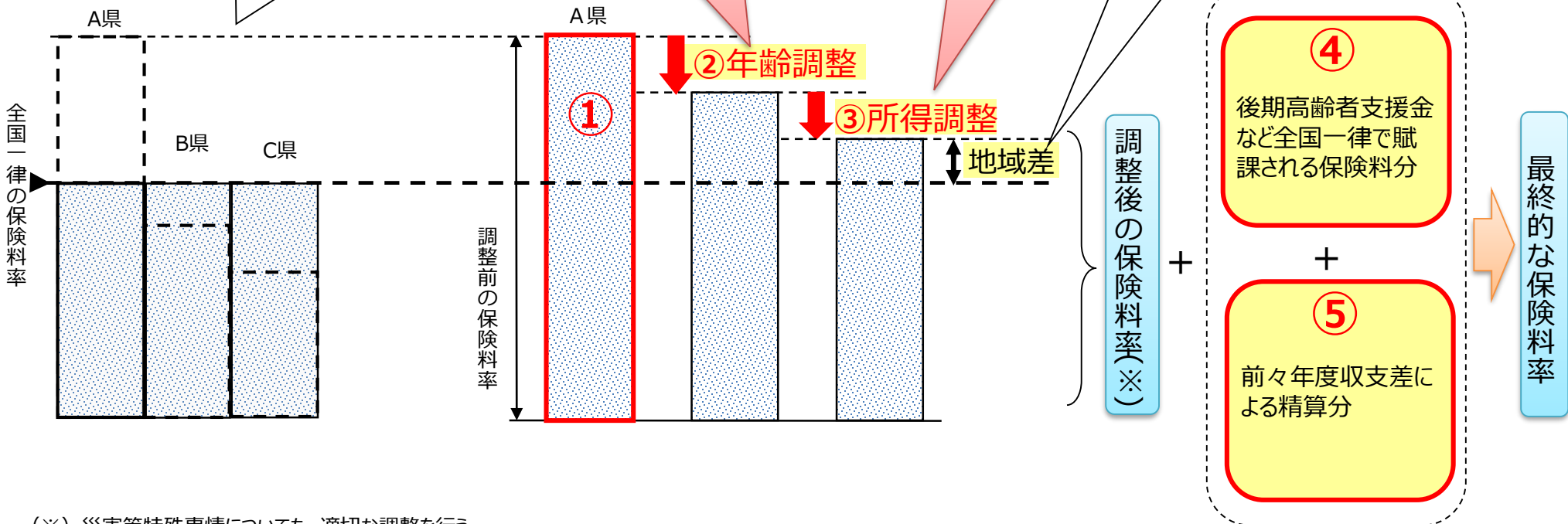
都道府県単位保険料率(平成20年10月から) : 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる



(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

「参考」各支部の令和5年度都道府県単位保険料率について（暫定版）

[保険料率別の支部数]

保険料率 (%)	支部数
10.51	1
10.36	1
10.32	1
10.29	2
10.26	2
10.25	1
10.23	1
10.21	1
10.20	1
10.17	1
10.14	1
10.10	1
10.09	1
10.07	1
10.05	1
10.02	1
10.01	2
10.00	1
9.98	1
9.96	2
9.94	1
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.87	1
9.86	1
9.82	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	2
9.75	1
9.73	2
9.67	1
9.66	1
9.57	1
9.53	1
9.49	1
9.33	1

[前年度からの変化分]

令和4年度保険料率		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.17	+255	1
+0.15	+225	1
+0.14	+210	1
+0.11	+165	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.01	+15	1
0.00	0	1
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	1
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	4
▲0.19	▲285	1
▲0.20	▲300	2
▲0.23	▲345	1
▲0.24	▲360	2
▲0.25	▲375	1
▲0.26	▲390	1
▲0.32	▲480	1
▲0.38	▲570	1
▲0.39	▲585	1
▲0.41	▲615	1
▲0.49	▲735	1

注1. 「+」は令和5年度保険料率が令和4年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。  
 注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

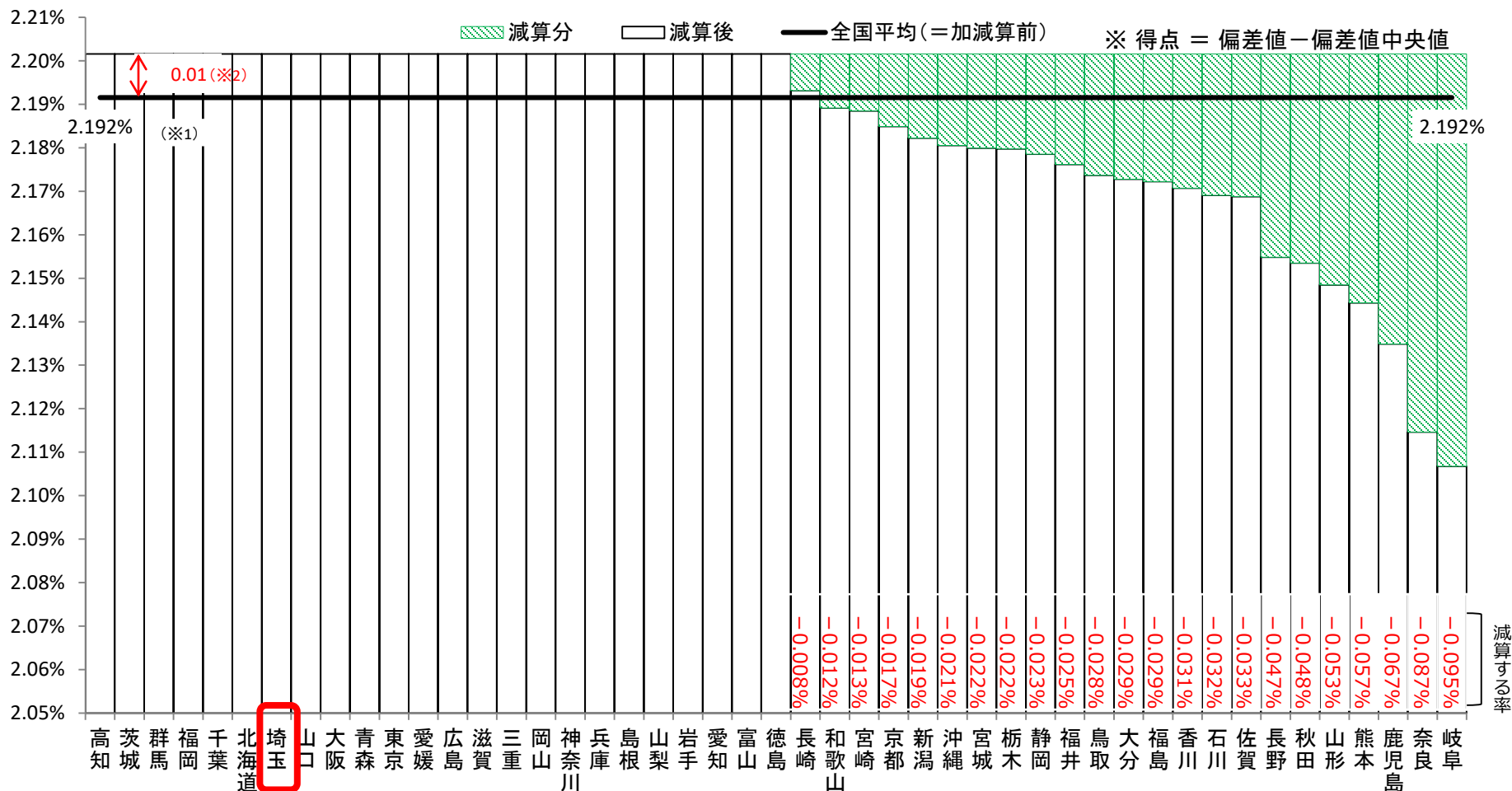
# 令和3年度インセンティブ制度の評価結果について

## 令和3年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和3年度実績評価 ⇒ 令和5年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和5年度保険料率の算出に必要となる令和5年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和5年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01



※1 令和5年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和5年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和3年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。

※2 令和5年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和3年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和5年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出するが、現時点では未確定であるため、0.01%で仮置きしている。